

告 示

埼玉県告示第九百七十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人えんじょいくらぶ

三 代表者の氏名

斉藤 大法

四 主たる事務所の所在地

埼玉県行田市大字下忍百三十八番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者をはじめ障害者、生活困窮者などの社会的弱者等に対し、各々のニーズにあった自立支援活動を行うことにより、地域の構成員として地域発展に参画してもらい、社会福祉に寄与することを目的とする。